

任意継続被保険者の皆様へ

下記事項を確認・同意のうえ任意継続保険にご加入ください。

1. 保険料の決定について

任意継続被保険者の保険料は、事業主負担分も合わせて全額自己負担となります。

退職時の標準報酬月額と当組合の全被保険者の前年度平均標準報酬月額を比較し、いずれか低い方が任意継続被保険者の標準報酬月額となり、この額に保険料率を乗じて得た額が保険料額となります。

新年度の平均標準報酬月額や保険料率に変動がある場合はご通知いたします。

2. 保険料の納付について

納付方法：当組合発行の納付書による郵便局・ゆうちょ銀行での振込

または現金（当組合へ持参・現金書留）

支払方法と納付期限：

初めて保険料を納付する時は組合の指定日

①毎月払い（納付期限は当月の10日）

②6カ月前納払い（4～9月分・10～翌年3月分の年2回払い、納付期限は前月末日）

③12カ月前納払い（4～翌年3月分の年1回払い、納付期限は前月末日）

※②③前納払いの保険料には割引があります。

注1：金融機関の振込手数料・現金書留の送料は被保険者の負担となります。

注2：②③前納の納入期限に遅れた場合、割引は適用されず①毎月払いの扱いとなります。

注3：10日・末日が休日の場合は納付期限日が前後します。必ず納付書に記載されている「納付期限」をお確かめください。

注4：2回目以降の保険料は前納払いが可能です。

取得手続きを行う時期により前納払いを選択できない場合があります。前納払いを希望される場合はお電話でお申し出下さい。

3. 納付書の送付時期について

①毎月払い：3月下旬（4～9月分）ならびに9月下旬（10～翌年3月分）

②6カ月前納払い：3月中旬（4～9月分）ならびに9月中旬（10～翌年3月分）

③12カ月前納払い：3月中旬（4～翌年3月分）

4. 被保険者資格の喪失について

次のいずれかに該当したとき、任意継続の被保険者資格を喪失します。喪失後は速やかに被保険者証をお返しください。*健康保険法施行規則第51条2項

- (1) 納付期限内に保険料を納付しなかったとき
- (2) 任意継続の期間満了（最長2年間）
- (3) 被保険者が死亡したとき

(4) 就職し健康保険（船員保険・共済組合も含む。）の被保険者となったとき

(5) 後期高齢者医療制度の被保険者等となったとき（平成20年4月以降）

(6) 資格喪失希望の申出書を組合が受理した日の翌月1日になったとき（令和4年1月以降）

注1：(4) (5) (6) に該当する場合は「資格喪失申出書」の提出をお願い致します。書式は当組合のホームページよりダウンロードができます。

5. 保険料の還付について

前項の資格喪失理由4のうち、(3)（被保険者死亡）・(4)（他保取得）・(6)（資格喪失希望）に該当し喪失月の保険料を納付済みの場合は、必要書類と還付請求書を提出していただくことにより、後日保険料をお返しします（同月得喪に該当する場合を除く）。その際は当組合あてにご連絡ください。

6. 国民健康保険に加入する場合

当組合が発行する「被保険者資格喪失証明書」が必要になりますので必ずご連絡ください。

「被保険者資格喪失証明書」の交付を受けた後に各自治体の窓口で手続きをしてください。

※国保の保険料は、前年の所得等を基に毎年見直されるため、所得が減少した場合は4月以降の保険料も減少し、場合によっては任意継続の保険料よりも安くなることもあります。

※国民健康保険の手続きにかかるその他の必要書類等、保険料や給付制度等に関することはお住いの自治体にお問合せください。

7. その他

次に該当する場合は速やかに当組合にご連絡ください。

- ①被保険者の住所・氏名・電話番号等に変更があったとき
- ②被扶養者の異動があったとき

【問合せ先】

全国印刷工業健康保険組合 〒110-8646 東京都台東区東上野1-7-2
TEL03-5834-3180 FAX03-5834-3183 URL <http://www.insatukenpo.or.jp/>

付 記

保険料の領収証書は確定申告の際に税金控除対象となります。再発行はできませんので、大切に保管してください。

上記の事項を確認し、同意します。

令和 年 月 日 氏 名 _____

組 合 記 入 欄

記号・番号

—